

経営所得安定対策事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、国が食料自給率の向上と農業の多面的機能を維持することを目的として実施している経営所得安定対策事業の推進のため、伊丹市農業再生協議会（以下「再生協議会」という。）が実施する推進事業に要する経費に対する補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(補助事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業は、再生協議会が行う経営所得安定対策事業を推進するための事業とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、次に掲げる経費とする。

- (1) 申請書類等の配付、回収、整理取りまとめ、対象作物の作付面積等の確認
- (2) 本制度の推進、研修等に要する旅費
- (3) 事業推進のために要する事務等経費
- (4) その他、市長が事業の推進のために必要と認める経費

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、当該年度に兵庫県から交付される経営所得安定対策直接支払推進事業補助金の範囲内の額とする。

(交付の申請)

第5条 再生協議会は、補助金の交付を申請しようとするときは、経営所得安定対策事業補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その申請書を審査の上、補助の対象事業に該当するものについて予算の範囲内で補助金の額を決定し、経営所得安定対策事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、再生協議会に通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 市長は、前条の決定に基づき、補助金を交付するものとする。

(交付方法)

第8条 市長は、補助金の交付対象となる事業の完了前に、概算払により交付する。

(補助金の請求)

第9条 再生協議会は、補助金の交付の請求をしようとするときは、経営所得安定対策事業補助金交付請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の変更交付申請)

第10条 再生協議会は、第6条の規定により通知された交付決定額の変更を受けようとする場合は、経営所得安定

対策事業補助金変更交付申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の額の変更）

第11条 市長は、前条の変更申請書を受理したときは、その申請書を審査の上、補助の対象事業に該当するものの額を決定の上、経営所得安定対策事業補助金交付額変更決定通知書（様式第5号）により、再生協議会に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により変更交付決定の内容に基づき、再生協議会に精算等の措置をとるべきことを命じなければならない。

（実績報告）

第12条 再生協議会は、事業完了後速やかに、経営所得安定対策事業実績報告書（様式第6号）を提出しなければならない。

（精算）

第13条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の額を確定し、経営所得安定対策事業補助金確定通知書兼補助金返還請求書（様式第7号）により、再生協議会に通知する。

（決定の取り消し）

第14条 市長は、再生協議会が次の各号の一に該当する場合においては、補助金の交付決定の全部または、一部を取り消すことができる。

（1） 補助金を当該補助事業以外の用途に使用したとき。

（2） 補助金の交付決定の内容または、これに付された条件に違反したとき。

（3） 詐欺その他不正な行為により、補助金の交付を受けたとき。

2 市長は、前項の規定に基づき補助金交付の決定を取り消したときは、その理由を付して、経営所得安定対策事業補助金交付決定取り消し通知書（様式第8号）により再生協議会へ通知するものとする。

（補助金の返還）

第15条 市長は、前条により補助金の交付決定の全部または一部を取り消した場合において、当該取り消しにかかる補助金がすでに交付されているときは、期限を定めて返還させなければならない。

（細則）

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

（施行期日）

この要綱は平成25年8月2日から施行する。

付 則
(施 行 期 日)
こ の 要 綱 は 平 成 2 9 年 6 月 2 1 日 か ら 施 行 す る 。

付 則
(施 行 期 日)
こ の 要 綱 は 令 和 3 年 1 月 7 日 か ら 施 行 す る 。